

# 7月から介護保険料〔普通徴収〕の納付開始 ～保険料は所得に応じて10段階～

65歳以上の方の介護保険料の納め方は、普通徴収と特別徴収の2通りに分かれています。この内、納付書や口座振替によって支払う普通徴収の納付期間は7月から平成27年2月までです。

介護サービスが受けられなくなる場合がありますので、納め忘れないようお願いします。



介護保険課  
995-1821

## 7月中旬に通知書が届きます。

年金の年額が18万円以上あるかどうかによって、年金から納める特別徴収と、それ以外の普通徴収に分かれます。普通徴収で納める方には、7月中旬に納入通知書（納付書）または口座振替通知書が届きます。必ず納付期間内に納めてください。

## 普通徴収納付期間／7月～平成27年2月

※特別徴収の場合は、特別徴収開始通知書の記載金額が年金から引かれます。場合によっては、特別徴収と普通徴収の両方で納付することがあります。

## 〈滞納している保険料がある場合〉

①納期限から1年以上1年6カ月未満の滞納分がある方＝償還払い

サービスにかかる費用の全額を、一度自己負担で

お支払いください。市に申請をすると、保険給付分の9割が支払われます。

②納期限から1年6カ月以上経過した滞納分がある方  
サービスにかかる費用の全額を、一度自己負担でお支払いください。その後、保険給付分の9割の給付を申請してください。

※この場合は支払う9割の一部または全部が、一時差し止めとなります。

③納期限から2年以上経過した滞納分がある方  
その滞納期間に応じて、1割負担が3割負担となります。高額介護サービス費が受給できなくなることもあります。

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方も滞納があると、償還払い（①と②）の対象になります。

## 65歳以上の方の介護保険料段階一覧表（平成24年度～26年度）

所得段階	対象になる方	算定方法	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金の受給者で、世帯員全員が市民税非課税の方	基準額×0.5	26,600円 (2,220円)
第2段階	本人が市民税非課税 世帯員全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.5	26,600円 (2,220円)
第3段階の1	世帯員全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円より多く120万円以下の方	基準額×0.625	33,300円 (2,775円)
第3段階の2	世帯員全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方	基準額×0.75	39,900円 (3,330円)
第4段階の1	本人が市民税非課税 世帯に市民税課税の方がいて、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.875	46,600円 (3,885円)
第4段階の2 (基準額)	世帯に市民税課税の方がいて、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	基準額×1.0	53,200円 (4,440円)
第5段階	前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.125	59,900円 (4,995円)
第6段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	66,600円 (5,550円)
第7段階	前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	79,900円 (6,660円)
第8段階	前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.625	86,500円 (7,215円)
第9段階	前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額×1.75	93,200円 (7,770円)
第10段階	前年の合計所得金額が700万円以上の方	基準額×1.875	99,900円 (8,325円)

平成26年度の保険料は  
7月中旬に通知します

65歳以上の方の平成26年度介護保険料に関する通知書は、7月中旬にお送りします。決定した保険料額や納め方などの詳細は、通知書に記載されます。